

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和４年度第３回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	諮問事項（公開） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
日 時	令和４年９月２０日（火）午後３時から午後４時４５分まで
場 所	市役所低層棟４階 委員会室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、 事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）
傍 聴 者	１人
議 事	
令和４年度第３回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 諮問事項（公開） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて 担当者から課題整理票①について説明があった。 須賀会長 結論としては、目的外提供について条例では特に規定しない、という理解でいいか。 高谷係長 そのとおりです。 須賀会長 それは、法律に規定がないから、ということか。 高谷係長 このような規定については、法律上に存在しておらず、個人情報保護委員会から、「条例に規定することは許容されない」と言われています。法第６９条第１項で「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とあり、第２項はその例外を列挙しています。市としては、法第６９条第２項第３号又は第４号の「相当の理由があるとき」又は「特別の理由があるとき」と判断される場合のうち、現行条例上に規定のあった「出版、報道等により公にされているとき」「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」を除き、この異議申出の仕組みを実施したいと考えています。 須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ事務局案のとおり承認してよろしいか。 （異議無し）	

続いて、担当者から課題整理票②について説明があった。

須賀会長 登録簿を作成し次第、都度審査会に報告が入るようになるのか。

高谷係長 基本的には従前のおり、年4回の開催でその際にまとめて御報告する形式を考えています。

玉真委員 資料中の施行条例案第5項において「報告するものとする。」とあるが、審査会に報告する義務が生じる、という理解でいいか。その上で、審査会が報告に対して意見を述べることは義務ではなく、一方的に報告を受けるだけ、という対応もあるという理解でいいか。

高谷係長 後半に関してはそのとおりです。前半について、「報告するものとする。」としたのは、報告を義務化することが許容されていないため、明確に義務とするのではなく、緩やかな取り決めとして規定したくこの書きぶりにしています。

玉真委員 「報告するよう努める。」という書きぶりは、努力義務で強制力はないが、審査会に報告しない場合もある、と見える書きぶりにはしたくないということか。

須賀会長 今の書きぶりだと努力目標になるだろうか。「報告する。」だと必須となるが。

高谷係長 必ず報告しなくてはならない、という規定は許容されないと個人情報保護委員会から言われています。

須賀会長 法では「報告するものとする。」となっているのか。

高谷係長 法には該当する条文はありません。ただし、法には、施行条例で規定することにより登録簿を作成することを許容する旨の条文があり、その場合の施行条例例も示されていますが、そこには審査会の関わりについては記載がありません。

須賀会長 市独自に「報告するものとする。」という規定を入れたということか。

高谷係長 そのとおりです。

小林委員 今の議論は、審査会に報告する義務まで定めるのは許容されない、ということか。

高谷係長 その前提で回答していましたが、再度資料を確認しますので回答を保留させていただきます。

副市長 委員の皆様がおっしゃるように、「報告するものとする。」という書きぶりは義務になろうかと思います。ただし、個人情報保護委員会が報告を義務化することは許容されないとしている資料について、今一度確認をします。

小林委員 許容されないのであれば、「報告することができる。」といった書きぶりしかできないと思う。

副市長 一案としては「報告し、審査会の意見を聞くことができる。」なども考えています。

小林委員 報告義務が規定できるかどうかで文言が変わるかと思う。規定できるのであればこのままでいいし、できないのであれば、義務に解釈し得る表現は許容され

ない可能性が高いと思う。

須賀会長 それでは、次回再度審議することとする。

続いて、担当者から課題整理票③について説明があった。

玉真委員 この内容についても審査会に報告するものとしているため、②と同様に報告の義務を負うのか否かという点が問題になると思われる。②と③は同時に解決されるべき課題ではないか。

高谷係長 おっしゃるとおりです。調べた後回答します。

須賀会長 それでは、②と同様、次回再度審議することとする。

続いて、担当者から課題整理票④について説明があった。

須賀会長 本人からの直接取得に限定する規定は設けられない、とはどういうことか。

高谷係長 個人情報をも本人からしか収集できないとする規定は設けられないため規定しない、という結論になっています。

副市長 この規定に限ったことではありませんが、現行条例において厳密に適用しようとするとう無理が生じる部分があります。法で保護されるという個人情報保護委員会の主張もあるので、そういった部分についてわざわざ残す必要はないという意味です。

小林委員 現行条例では第7条第4項で公益上必要と認めて収集する場合、審査会の意見をあらかじめ聴かないといけない義務規定があるが、今後は審査会の事前審議をなくす変更という解釈でいいか。

高谷係長 結果的にはそうなります。本人以外からの収集を原則禁止していた規定が置けなくなるためです。

小林委員 審査会への意見聴取の義務は法律にはなく、本人以外からの収集を原則禁止していた規定をなくすと審査会へ意見を聞く義務もなくなる。③の結論では、審査会に報告はすることになっていたが、④についてはどのように考えているか。

高谷係長 登録簿の記載事項の中に要配慮個人情報の収集や、個人情報の収集先は記載しますので、登録簿の報告の際に、審査会から意見を頂ければと考えています。

小林委員 ④の事項についての説明資料にその旨を記載すると、保護水準が低下しないことがより分かりやすいと思う。

高谷係長 分かりました。

須賀会長 それでは、④についても次回再度審議することとする。

続いて、担当者から課題整理票⑤について説明があった。

小林委員 この事項も登録簿に記載されることになるか。

高谷係長 記載することになります。ただし、目的外提供については①でも見ていた

だいたように取扱いを厳重にしたいと考えていて、審査会に対しては、登録簿を報告するだけでなく、提供の際に判断に迷うような場合には、運用として具体的な御意見も頂きたいと考えています。

小林委員 ②からの話にはなるが、審査会に聴取できる内容を審査会条例に所掌として規定する必要があると思う。

副市長 審査会条例に規定したいと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から課題整理票⑥について説明があった。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から課題整理票⑦について説明があった。

小林委員 指定管理者の指定について、登録簿に影響がなく審査会の報告に上がってこないことがあるか。

高谷係長 登録簿については、開始、変更の際に報告することになります。記載事項に変更がなければ変更届が出されず、審査会に報告しないことはありました。また、指定管理者を変更するときも登録簿に変更がなく、報告しないものでした。

小林委員 報告、審議依頼の規定がなくなり、審査会とは登録簿の関連で関わりを持つようになるということなので、必要性和事務量を考慮した上で、こういった内容をどのように登録簿に反映させて報告するようにするのか、整理しておくとういと思う。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者からその他の課題について説明があった。

小林委員 手数料について、資料の枠内にある条文はどの法令のものか。

高谷係長 「第5条」とあるのは、法施行条例の条文を、「規則イメージ」とあるのは、法施行条例に付随する市規則の条文の案をそれぞれ表しています。

玉真委員 事業者の責務について法第4章に規定されているとあるが、具体的にどの条文か。

高谷係長 法第4章全体が「個人情報取扱事業者等の義務等」となっており、具体的な義務等が課されています。そのため、法施行条例で事業者の責務に関する理念規定を置かなくても良いものと考えています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

続いて、担当者から施行条例案について説明があった。

須賀会長 附則第4条により改正される野田市情報公開条例第6条第1号ア中「慣行として公にされ」る、とはどういうことか。どのような慣行か。

高谷係長 例えば、議会に出した人事案件の議案に記載の個人情報などが該当すると考えています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ具体的な審議は次回以降とし、閉会してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上